

COMERCINATE ADVISORS LLP

C-211, Pioneer Urban Square

Sector-62, Gurgaon-122102

+91 98914 51411

yogeshgupta@comercinate.com

epr@comercinate.com

www.eprindia.in

外国人派遣に関する GST 要求の利息および罰金の免除

2024 年 6 月 23 日

GST 評議会は、2024 年 6 月 22 日に開催された第 53 回会議で、CGST 法に新しいセクション 128A を追加し、CGST 法第 73 条に基づく 2017-18 年、2018-19 年、2019-20 年の財政年度に関する GST 請求に対する利子と罰金の免除を許可することを発表しました。インドの財政年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までです。

プレスリリースによれば、免除は、前述の財政年度に対するすべての税金が 2025 年 3 月 31 日までに政府に納付されている場合にのみ適用されます。

過去数年間、GST 当局は、インドで働く日本人駐在員の給与に対して税金を請求しており、その給与の全額または一部がインドの企業によって支払われている場合には、北部オペレーティングシステムの判決に基づいています。当局は GST 額に対して利子と罰金も請求してきました。

GST 負債の支払いは、ほとんどの企業にとっては大きな問題ではありませんでした。なぜなら、同じ額の入力税額控除が利用できたからです。ただし、当局は 2017 年 7 月以来、利子を請求していたため、利子の金額は膨大でした。罰金の金額も膨大でした。

駐在員の給与の課税の問題は、現在も最高裁判所で争われています。

多くの企業が訴訟を回避するために税金を納付しましたが、利子と罰金の請求には異議を唱えました。このようなすべての企業は、前述の提案された修正案の利益を享受し、前述の 3 年間の税金請求額に対する利子と罰金を免除することができます。企業は、前方へ 2020-21 で近づく会計年度から GST 量の上で関心と罰金を払う必要があります。

ただし、以下の点に留意する必要があります：

1. 会社が 2025 年 3 月 31 日までに税金を納付したが、後に申し立てを行った場合、利子と罰金の免除は適用されるかどうか
2. 会社が 2025 年 3 月 31 日までに税金を納付したが、当局からの命令がない場合、利子と罰金の免除は適用されるかどうか
3. 既に当局に支払った利子と罰金の返金を請求できるかどうか
4. 当局が CGST 法第 74 条を発動した場合、利子と罰金の免除の利益を得るために異議を唱えることができるかどうか

お手続きの確認やサポートが必要な場合は、yogeshgupta@comercinate.com または +919891451411 にご連絡ください。